

2011年1月3日

博士学位論文審査報告書

大学名 早稲田大学
研究科名 人間科学研究科
申請者氏名 朴周鳳
学位の種類 博士(人間科学)
論文題目 韓国における伝統武芸の創造
The Invention of Traditional Martial Arts in Korea
論文審査員 主査 早稲田大学教授 寒川恒夫 学術博士(筑波大学)
副査 早稲田大学教授 森本豊富 Ph.D.(UCLA)
副査 早稲田大学教授 蔵持不三也 博士(人間科学)(早稲田大学)

2008年3月、韓国(大韓民国)政府は「伝統武芸振興法」を制定する。振興法は、国が伝統武芸を保護奨励すべきことを定めたもので、国がおこなう文化政策の一環とみられる。これまで政府は、1948年の建国後、長らく続いた日本統治がもたらした伝統文化の破壊状況を危機的にとらえ、その建て直しと普及による国民アイデンティティ醸成のために全国民俗芸術大会などさまざまな文化政策を展開したが、振興法は対象を武芸に特化したものであった。

ここには伝統武芸に対する韓国政府の期待の大きさが読み取れるが、本論文はホブズワウムの invention of tradition の理論モデルを導入して、振興法成立を、これを生み出す背景をなした主要三武芸の創造過程の到達点として再構成することを目指している。こうした企ては、韓国においても、また日本においても試みられておらず、本論文のオリジナリティーの高さを示している。研究方法としては、歴史学的方法と、当該武芸団体における人類学的フィールドワークが総合されている。

論文は7章から構成される。

序章では研究の目的と方法が述べられ、先行研究が検討される。韓国における武芸研究は、建国以来、相当の数にのぼる。それらは生理学やバイオメカニクスなど自然科学的研究が比較的が多いものの、人文社会科学研究も盛んであり、博士論文、修士論文、学会誌掲載論文を中心に27篇が検討され、そこから、それら諸研究は古代から今日に至る韓国(朝鮮半島)の武芸史を論じるか、あるいは現代韓国社会における武芸の意義について論じたものがもっぱらで、本論文がめざす方向性はいまだ展開されていない状況が導き出される。なお、本論文のタイトルに用いられた(そしてまた振興法によって法律用語ともなった)「伝統武芸」の武芸の名辞が本論文では martial arts の意味で統一的に用いられることについて、次のような説明がある。すなわち振興法制定のための審議過程で、表現を武術、武芸、武道のいずれとするかの議論が生じ、中国(中華人民共和国)においては武術、

日本においては武道が日常的に用いられることへの対応として、韓国においては武芸とすべきとの決定がなされたことが述べられ、本論文においてもその決定を踏襲する旨が語られる。名称選択に際し韓国固有性の主張が働いたことが理解されるが、このことは振興法の文化政策としての性格を端的に物語るものであるとされる。

第1章「韓国武芸の歴史」では、朝鮮半島に展開した武芸を歴史的資料によって古代から再構成し、確認することがおこなわれる。この作業は、第2章以後に取り上げる諸武芸（すなわちテコンドー、テッキョン、海東剣道）が、それぞれの韓国伝統性と固有性を主張するのに提出した起源言説を、歴史学的に検証するためのものである。この作業によって起源言説は初めて相対化され、当・不当が判断されることになった。

第2章「国技テコンドーの創造」では、日本におこなわれた空手道が、どのようにして日本文化性を消去され、韓国の伝統武芸として再生したかが論証される。すなわち、1959年に結成されたテコンドーの国内統一組織「大韓跆拳道協会」によると、テコンドーは三国時代（4～7世紀の高句麗、百済、新羅）に先立つ韓民族の部族国家時代におこなわれた祭天儀礼にさかのぼり、三国時代に「手博」あるいは「テッキョン」と記されたものこそがテコンドーであるとされる。この言説は、同協会が主導して1966年に設立された「世界跆拳道連盟」が、1968年にテコンドーを韓国の無形文化財とすべく文化庁に申請をおこなった際に提出した書類にも記された内容であった。そこにはテコンドーが韓民族固有の武芸である旨の歴史的正当性が述べられていたが、本論文は、この申請に対する文化庁側の審査内容、日本統治下と建国後における空手道の状況、建国後の空手道指導者の動向、史料によって再構成された韓国武芸史の成果などによって、その虚構性があぶりだされてゆく。

第3章は「重要無形文化財としてのテッキョン」と題された。伝承が途絶えようとしていたテッキョンが、韓国発の成功した最初の国際スポーツであるテコンドーによって、かえって、政府によって無形文化財と認められ、国民文化化してゆく過程が再構成される。すなわち、上述1968年のテコンドー無形文化財申請の審査結果が1973年に回答されるが、その否とされた報告書に、テッキョンの無形文化財としての適合性が示唆され、これを受けて、伝承者の一人であった辛漢承が、報告書が求める諸条件をクリアすべく伝承者たちへの聞き取り情報によって新たにテッキョン体系をつくり、これによって1983年に認定を受ける状況が十分な資料によって論証されてゆく。

第4章「海東剣道の創造と展開」で取り上げられた海東剣道は、竹刀競技をおこなう日本の剣道とは違って、木剣あるいは真剣によってもっぱら技法を修練するものである。また海東剣道の海東とは朝鮮半島の古い異称である。ここでは、二人の人物によって海東剣道が創造されてゆく過程が、技法と精神文化の分析から再構成される。すなわち海東剣道は1980年代に、友人関係にあり共に武芸を修練していた金正鎬と羅漢一とが共同して、それまでおこなわれていたさまざまな剣法を総合するかたちで創造したものであったが、興味深いのは、その歴史的・民族的正当性が、韓民族が歴史上最強を誇り、今日の中国の

満州地方をも領していた古代国家高句麗と、漢民族の始祖神話としてよく知られた檀君神話の舞台である聖地“白頭山”に住むソルボン仙人とに求められたことであった。さらに、ソルボン仙人の下で剣の修行に励んだサムラン達が古代の日本に渡り、のちにサムライと称されることになったとするのである。この起源言説は歴史的検証に耐えないものの、一方で高句麗と白頭山によって中国、サムランによって日本に対する優位性が表明され、これが海東剣道の普及を支えたことが分析される。

第5章「韓国政府における伝統武芸振興法の制定」では、2005年に国会に提案され、2008年に成立をみた同法の審議過程と、その背景とが分析される。半世紀に及んだ日本統治下では、柔道、剣道、弓道、空手道、相撲など日本の武道が移入されて普及し、朝鮮半島に古くからおこなわれた武芸の伝承は衰微する傾向にあった。韓国建国後、日本伝来の武道はなお継続したものの、2章以下に検討したように、これを韓民族文化化する動きが生じ、そしてそれらが国際スポーツあるいは無形文化財へと発展するに及び、韓国社会に、武芸を体育やスポーツとしてみるほかに、韓民族の伝統文化に位置づける視点が生じ、そうした動向に政府が対応したのが伝統武芸振興法の制定であったと分析される。

結章においては、本論文の目的に対する成果が要約される。

なお、本論文が掲載された主な学術論文は、「朴周鳳 2010,韓国政府による「伝統武芸」の創造,体育学研究,55 巻1号,125-135 頁,」である。

本論文は、その設問のオリジナリティーの高さに加え、韓国側と日本側の双方の資料・史料を駆使した論証の確かさをもち、また結論も妥当なものと判断される。これによって博士（人間科学）の学位を授与するに十分値するものと認める。

以上